

平成23年第2回竜王町議会定例会（第2号）

平成23年6月10日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（2日目）

- 日程第 1 発委第1号 竜王町議会基本条例
- 日程第 2 議第35号 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第 3 議第36号 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議第37号 平成23年度竜王町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議第38号 平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
補正予算（第1号）
- 日程第 6 議員派遣について

2 会議に出席した議員（12名）

1番	蔵口嘉寿男	2番	貴多正幸
3番	圖司重夫	4番	村田通男
5番	山田義明	6番	山添勝之
7番	菱田三男	8番	若井敏子
9番	岡山富男	10番	小森重剛
11番	大橋弘	12番	寺島健一

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	副町長	青木進
教育長	岡谷ふさ子	会計管理者	布施九藏
総務政策主監	川部治夫	住民福祉主監	山添登代一
産業建設主監	小西久次	総務課長	松瀬徳之助
政策推進課長	杼木栄司	生活安全課長	若井政彦
住民税務課長	田中秀樹	福祉課長	吉田淳子
健康推進課長	奥浩市	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井口和人
建設水道課長	村井耕一	教育次長	赤佐九彦
学務課長	市田太芽男	生涯学習課長	心得田邊正俊

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	福山忠雄	書記	白井由美子
--------	------	----	-------

開議 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 1 発委第 1 号 竜王町議会基本条例

○議長（寺島健一） 日程第1 発委第1号を議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。竜王町議会基本条例制定特別委員会委員長 蔵口嘉寿男議員。

○竜王町議会基本条例制定特別委員会委員長（蔵口嘉寿男） ただいま上程をいただきました発委第1号、竜王町議会基本条例について、趣旨説明を申し上げます。

昨年12月に設置をいたしました議会基本条例制定特別委員会は、今日まで10回の特別委員会を開催し、委員会では自由な意見を出し合い、自らが作り上げていくという意思のもとに、討議・検討をしてきました。

また、この間、議会基本条例を制定しておられる先進地の京都府精華町・奈良県平群町・広島県呉市・山口県和木町での研修をしてまいりました。

次に、議会基本条例（案）を各自治会長さんのご協力のもと全戸配布をいただき、町民からの意見をお聞きしました。去る5月21日には住民説明会を開催し、直に議会基本条例（案）についての意見をいただきました。

国の権限を地方に移譲する地方分権改革が推し進められ、地方自治体の自己決定と自己責任が求められ、議会における意思決定と責任は、一層大きく重要なものになってきており、議会での意思決定に至る審議・責任を開かれた議会として機能しなければならないと考えるものです。

議会は二代表制の一翼を担い、議決権、検査および監査請求権、意見書提出権などの権能を持っていますが、町執行部が提出する議案の審議や議決をすることに重きを置いた議会活動をするだけでなく、町民から選ばれた議員として町民の意思を反映させる議会活動を展開することや、議員から政策立案ができる議会活動をめざしていく必要性が求められております。

さらに、行政推進の主体者は町民であることを基本に、町民とともに歩む議会

改革を進めていくことが今こそ必要であることは言をまたないところであり、議会活動の最高規範とする議会基本条例を提案するものであります。

なお、去る5月31日の議会基本条例制定特別委員会において、委員全員賛成のもとに本条例を提案することを付け加えさせていただきまして、趣旨説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（寺島健一） 以上で趣旨説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議第 3 5 号 専決処分につき承認を求めることについて

（竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

○議長（寺島健一） 次に日程第2 議第35号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第2 議第35号を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって日程第2 議第35号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 3 議第 3 6 号 専決処分につき承認を求めることについて

### （竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（寺島健一） 日程第3 議第36号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 議第36号の専決処分ですけれども、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、1点質問をいたします。

この条例改正は、基礎課税額ですけれども、世帯主とその世帯の国保の被保険者の所得割額と資産割額と均等割額と世帯別平均割額を合算したものが50万円を超えた場合は50万円にするというふうになっていた条例を、上限の部分51万円まで引き上げるという、そういう内容であるとの説明を受けております。

それは上位法との関係で今回改正するものだという話だったわけですがけれども、50万円を51万円にするという、その背景ですね。なぜ国はそういうことを考えたのかと。それに従って町も上げているわけですから、上限を引き上げるということになった原因と言いますか、背景と言いますか、その辺についてのご説明をいただきたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（寺島健一） 田中住民税務課長。

○住民税務課長（田中秀樹） ただいま若井敏子議員さんから、上限の背景ということとであります。

特にこれらにつきましては国の方で決まっているわけですが、確認しておるところによると、被保険者との公平性ということで、協会健保の方の負担上限が、今現在121万円ございます。そこでそういう均衡を保つということから、将来的にここまで順次上げていくということで、まだまだ上がっていくということで、その1万円の割合というのは確認しておりませんが、協会健保との公平性を保つという観点から上がっていくということでございます。以上でお答えといたします。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） もうちょっとよく分からないのです。協会健保との公平性とは、何が公平なんですか。どこが公平なんですか。被保険者負担の公平性ですか。それだけではちょっと、「そうですか」という感じではないですね。もうちょっと分かりやすく。

要は、国保のみんなは負担していないのだと、協会健保のことを思ったら負担が少ないのだと。だからもっと負担していいではないかと、言ってみればそういう感じですか、公平性というのは。

○議長（寺島健一） 山添住民福祉主監。

○住民福祉主監（山添登代一） ただいま若井議員さんの方から、国保の限度額の引き上げにつきまして再質問をいただきました。

健保の方との均衡性も図るということでございますが、限度額を上げていくという部分につきましては、所得の多い方の負担限度を決めているということになりますので、その分を上げるということでは、所得の低い人の負担をする部分についても軽減を図るということからすると、その分は公平性を保っていくと、負担を軽減するという意味合いもございますので、限度額を徐々に上げさせていただくというような国の考え方でございます。以上です。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 所得の多い人の負担を上げることは、所得の低い人の負担を軽減することになると、ちょっとこの意味が分からないですね。そういうことなんですか。

そうしたら、今のこの条例改正で、所得の低い人は下げるといようなものは何も出ていませんね、具体的に。この考え方は、今までから質問していることにも関わってくるのですけれども、本当に所得の低い人に減免する制度を町としてもつukらないといけないということを言ってきているのですが、国保の運営協議会の中ではいろいろ議論されているみたいですけど、あまりパツとした減額の方が示されているようでもなさそうですね。

国がそういうことを言っているというのだったら同時に、しかも、公平とか言うのだったら同時に、所得の低い人に対しての負担を下げないといけない。国は下げよと言っているのですよ、市町村に対しては。そういう通知を出しているわけですから。ところが、竜王町は具体的なそういう通知も受けて、具体的な制度をつくっていない段階で、上限だけを上げる。それで公平だと言う。公平ではないですよ。これが公平なんですか。

○議長（寺島健一） 山添住民福祉主監。

○住民福祉主監（山添登代一） 再々質問につきまして、お答えをさせていただきます。

限度額を上げていくという部分につきましては、その分についての限度を超える金額についての負担が増えると、税が増えるということになりますが、その部分に今度算定をさせていただく全体の税率からすると、その部分については公平に、被保険者の負担についてはその負担は、限度額としてもらえます金額が増えますので、その分については所得の低い人というのか、その部分については全体の税率改正の中ではその分が負担が増える上昇が少ないと、こういう意味でございます。今後のということでございます。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 分かったような、分からないような答弁をいただいて、反対討論をするわけですけれども、そもそも、国保税というのは収入の低い人にとって

の負担が大きくて、特に均等割を5割に近づけよという国の指導もあって、一層その傾向が強くなってきています。

そのことから考えると、所得の多い人に税負担をいただく今回の改正は、税負担の公平性の観点から良しとすべきであるとする部分もあるわけですが、国保は医療給付費を誰が持つべきかの根本が問題であって、国民皆保険の定めを受けて実施されていることから、加入者に負担をさせる前に国が負担すべきというふうに考えているところです。

1984年当時は、総医療費の45%、これが定率の国庫補助をしておりました。それが1984年からあとに38.5%に減らされました。その後、国保の事務費を削るとか市町村が国保料を軽減する措置をすると、国庫の負担を縮小するとか廃止するとか、そういうことをしてきまして、その結果、国保の総会計に占める国庫の支出の割合は、1984年までは50%だったものを、2008年度で見ますと24.1%まで半減しています。ここにきて国保の世帯の貧困化が進んで、事態を一層深刻なものにしています。

かつて、国保の加入者の多数派は自営業者と農村漁業者だったわけですが、だいたい国保世帯の7割が今は年金生活者など無職の人と非正規労働者などで占めています。国保の加入者の平均所得も20年前は240万円だったのですが、それが2009年で見ますと158万円に下がっています。1959年に施行された新国保法では、第1条で、国保と社会保障など国民保険のための制度を規定して、第4条では、その運営責任は国にあると書いているわけです。ですから、この制度そのものをどう維持するのかは、国の責任なんです。

ところが、今上程されているように、国の方が上限を徐々に上げていくのだという話をしますと、結局、国は国自身の負担をこれ以上増やそうとしない、そういう発想からこの提案は出てきているものだと私は思うのです。国が負担をしないで、「あなたたちの会計だからあなたたちが負担しなさい」というふうな形で進めてきている制度である以上、私はこの条例改正に賛成することはできません。

以上、反対討論とします。

**○議長（寺島健一）** ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（寺島健一）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第3 議第36号を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって、日程第3 議第36号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 4 議第37号 平成23年度竜王町一般会計補正予算（第1号）

○議長（寺島健一） 日程第4 議第37号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第4 議第37号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 5 議第38号 平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）**

○議長（寺島健一） 日程第5 議第38号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第5 議第38号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 6 議員派遣について

○議長（寺島健一） 日程第6 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり

議員を派遣することにいたしたいと思います。なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後1時21分